

## 委員指摘事項に対する対応状況について

## ①主観点と客観点のウエイト

- ・ウエイトを明らかにすべきであるが、難しいのであればその代わりにウエイト設定のイメージとなるモデルを示して欲しい。発注標準との関係ではランクアップのインセンティブとなるようなものとすべき。  
→中規模の市町村のモデル的な配点で典型的な業者でシュミレーションし、ウエイト設定の参考となる事例として提示（p. 30～35）。

## ②経営事項審査との関係

- ・経営事項審査の改正の趣旨、要点等を記載すべき。  
→ご指摘を踏まえて修正（p. 19～20）。

## ③導入対象工種・規模、管外業者の取扱い

- ・導入対象の「工種」と「工事」が混在している等、記述を整理すべき。
- ・公平性と地元優遇の二律背反について原則的な考え方を示すべき。
- ・管外業者に発注する工事はごく一部なので事務の効率性の観点から加点していないので、大規模工事については経審のみでよいのではないか。
- ・工事成績については等しく加点することも検討が必要。  
→ご指摘を踏まえて修正（p. 24）。

## ④工事成績評価について

- ・工事成績評価の基準の統一化等について検討すべき。  
→ご指摘を踏まえて修正（p. 22）。

## ⑤協会加盟に対する評価

- ・協会への加盟を評価してほしい。  
→ご指摘を踏まえて事例を追加（p. 44, p. 46）。
- ・防災協定締結評価は協会加盟社以外に対してすべきではない。  
→ご指摘に対応した事例を素案に記載済（p. 44, p. 46）。

## ⑥社会的に対するマイナス評価

- ・民事再生企業は地域全体へのマイナスな影響を与えておりマイナス評価してもよいのではないか。
- ・上下水道料金を未納の企業はマイナス評価してもよいのではないか。  
→ご指摘を踏まえて事例を追加（p. 48～49）。

### ⑦ 評価結果の有効期間

- ・ 評価結果を2年間固定するのは長いのではないか。工事成績は1年後とに更新するなどしてもよいのではないか。
- ・ 経審の有効期間と発注者別評価点の有効期間の矛盾について説明が必要。  
→ご指摘を踏まえて修正（p. 56）。

### ⑧ 競争参加資格審査からの排除対象

- ・ 暴力団関係者、経営状況が著しく不健全な者については判定基準を記載すべき。  
→暴力団関係者については明確化。経営状況が著しく不健全な者については明確な定義が確認されなかったため削除（p. 62）。
- ・ 地方自治法を踏まえた排除対象の明確化が必要。  
→ご指摘を踏まえて修正（p. 62）。
- ・ 会社更生法の更正手続又は民事再生法の再生手続の開始決定前の企業は実務上該当するケースは殆どないとする。  
→会社更生等の開始決定前企業の取扱いについてはヒアリングにより実務上排除の必要が認められたため素案を維持（p. 62～63）。

### ⑨ 総合評価方式での活用

- ・ 総合評価方式での活用はゲタをはかせることになるので留意すべき。  
→ご指摘を踏まえて修正（p. 71）。

### ⑩ その他

- ・ 客観点→共通点、主観点→個別点とすべき  
→第一回研究会の議論を踏まえ、客観点、発注者別評価点としているが、後者の略称として「発注者点」と「個別点」のいずれが適切かご議論いただきたい。
- ・ マニュアルの骨子を追加  
→発注者別評価点の概要が容易に掴めるようにマニュアルの骨子を追加（p. 4～10）。
- ・ 発注者別評価項目を重要度に応じて分類  
→発注者別評価点の評価項目一覧表を、導入すべき項目例、導入が望ましい項目例、必要に応じて導入する項目例、評価項目として必須ではない項目例の4つに分類（p. 26～28）。